

第 2 次小国町行政改革大綱



平成 17 年 9 月

小 国 町

市町村合併が全国的に展開されている中、小国町においては「自律」の道を選択しました。今後の行政運営は合併の有無に関係なく、少ない経費で最大限の効果を発揮できるような行財政の運営を積極的に推進していかなければなりません。

小国町においては、平成 8 年度に「小国町行政改革大綱」を策定し、これに基づいて行政改革に努めてきましたが、社会情勢のめまぐるしい変化と地方公共団体を取り巻く環境の変化にさらに適切に対応していくことが、急務となった今、新たに平成 17 年度を初年度とする「第 2 次小国町行政改革大綱」を策定し、小規模自治体において、持続可能な行政運営を目指し、さらなる行政改革を推進します。

平成 17 年 9 月

小国町長 宮崎 暢俊

1. 第2次行政改革大綱の策定趣旨

21世紀シナリオに掲げてあるスモールイズビューティフルの理念で、生活者重視の政策が求められている。このことを実現させるため財政の健全化は最優先される重要な課題と言える。

これらの財政事業の健全化を図るためにも、事務事業の見直しを行政評価等を導入しながら実施し、かつ効果的な行政運営、行政サービスの向上など行政改革を進めていかなければならない。

これらの根幹となる行政運営にあたり、住民の代表である町議会と連携を図り、地域住民の理解と協力を得、行政改革を引き続き推進する。

2 . 行政改革大綱の推進期間

この第2次行政改革大綱は、平成17年度から概ね5年間を推進期間とする。

3 . 推進体制

この第2次行政改革大綱を実効性のあるものとするため、最高経営会議・経営会議を設け、随時推進の点検を行う。

【最高経営会議】

町長・収入役・教育長・総務課長・行政経営局長

【経営会議】

総務課長・行政経営局長・産業課長・住民課長・福祉課長

教育委員会事務局長・議会事務局長

4. 主要事項

基本的には集中改革プランでその具体的取り組みを掲載するが、
主な事項は下記のとおりである。

職員の意識改革

組織・団体・事務事業の見直し

定員適正化計画

公共施設の管理運営の合理化

懸案事項の段階的实施